

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

和光市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 新倉八丁目及び新倉四丁目地域

(1) 現況

本地域は、生産性の高い農地が連たんする市内の北側に位置する優良農地であり、露地野菜栽培を中心とした農業経営が行われている。近年では、観光農園の取組も盛んに行われるなど、都市部において市民が土に触れる機会を提供する貴重な地域資源となっている。また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能を発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	新倉八丁目及び新倉四丁目区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

当該促進計画の実施に当たっては、和光市農業委員会をはじめとする関係機関と連携、協力して取り組むこととする。